

○社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
顕彰規程

昭和 53 年 11 月 16 日
制 定

改正 平成元年 9 月 6 日 平成 24 年 1 月 30 日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉に功労のあった者及び社会福祉活動に協力援助した者に対し、表彰又は感謝の意を表してその功を讃え労をねぎらい、もって今後の社会福祉活動の進展に資することを目的とする。

(顕彰の定義)

第2条 本規程による顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、一般表彰又は特別表彰とする。

2 一般表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 社会福祉推進者として永年活動に従事し、功労顕著である者
- (2) 民間社会福祉事業団体施設の代表者、従事者として永年勤続し、功労顕著である者
- (3) 市民で徳行が著しく、その模範としてふさわしい者
- (4) その他本会及び社会福祉の進展に大きく寄与したもの

3 特別表彰は、社会福祉の進展に大きく寄与した者で、特に功労顕著と認めたものに対して行う。

(感謝の対象)

第4条 感謝の対象は、社会福祉協力者で、その功績が特に著しい個人又は団体に対し謝意を表する。

(推薦の方法)

第5条 顕彰候補者の推薦は、本会会員等及び本会会長が行う。ただし、第3条第3項に規定する特別表彰は、本会会長が推薦するものとする。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、社会福祉大会において行う。

2 表彰は表彰状と記念品を、感謝は感謝状を贈り、その功を讃える。

(顕彰者の決定)

第7条 顕彰者の決定は、理事会において顕彰候補者を審査のうえ、これを行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和 53 年 11 月 16 日から施行する。

- 2 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会表彰規程（昭和 44 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成元年 9 月 6 日から施行し、改正後の社会福祉法人相模原市社会福祉協議会顕彰規程第 3 条及び第 5 条の規定は、平成元年 9 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。